

(論文)

板橋宿「伊勢孫文書」の調査報告と史料紹介

— フィールドワーク授業の実践例 —

遠藤 ゆり子

〈要約〉

本稿は、淑徳大学人文学部歴史学科の二〇一九年度(前期)の授業「日本地域史」において、板橋宿の旅籠屋に伝来した史料を調査した際の報告と、それらを踏まえて筆者が進めた史料翻刻の成果をまとめたものである。

授業では、地図を片手に板橋宿周辺地域を履修学生全員で歩くフィールドワークを行った上で、伊勢屋孫兵衛家に伝来する史料調査を実施した。同家の史料は近世から近代にかけて三二八点程伝来するが、これまで殆ど紹介されてはいない。そのため、所蔵先である板橋区郷土資料館にて文書の閲覧と写真撮影を行い、学生が一部ではあるが史料翻刻を行って、報告書を作成した。本稿では、それらの成果を授業の実践例として報告するとともに、授業で学生が翻刻するには至らなかった史料を紹介するものである。

〈キーワード〉

板橋宿 伊勢孫文書 史料紹介 フィールドワーク 授業

はじめに

本稿は、淑徳大学人文学部歴史学科の二〇一九年度(前期)の授業「日本地域史」において、伊勢屋孫兵衛(伊勢孫)家に伝来してきた史料調査を行った際の報告と、研究成果をまとめたものである。一昨年度からはじまった「日本地域史」の授業は、東京キャンパスがある板橋区の歴史を追究することを通して、歴史学を学ぶ手法を身につけ、歴史を学ぶ意義を考えることを目的としている。

初年度の二〇一七年度は、キャンパスの徒歩圏内である、板橋区前野町・志村・常盤台地域で石造物調査を実施し¹、二〇一八年度からは板橋区の中心的な地域である中山道沿いの宿場町、板橋宿の周辺地域へフィールドを移し、検討を加えている²。本年度は、地図を片手に板橋宿周辺地域を履修学生全員で歩くフィールドワークを行った上で、板橋宿で旅籠屋を営んでいた伊勢屋孫兵衛家に伝来する史料調査を実施した。

板橋宿は、江戸を出発して中山道最初の宿駅として、また京都方面からやって来た際に江戸へ入る前の中山道最後の宿駅として栄え、多くの旅籠屋が営まれていた。加賀藩が下屋敷を構え、多くの寺社が点在していたことでも知られる。板橋宿の範囲は中山道沿いに南北へと長く、江戸寄りの南から平尾宿・中宿・上宿の三つの宿から構成され、伊勢屋孫兵衛家は中宿に所在し、遍照寺の北隣に位置した³。南の平尾宿は川越街道への分岐点、平尾追分があるなど交通の要衝でもあり、板橋宿には多くの旅籠屋があった⁴。

今回調査を行った伊勢屋孫兵衛家の文書は、屋号から「伊勢孫文書」と呼ばれ、近世から近代にかけての史料が三一八点伝来する(枝番号が付された文書の点数は含めていない)⁵。現在は板橋区郷土資料館が所蔵し、板橋区公文書館で、区史編さん収集資料として写真帳を閲覧することができ、板橋区が目録「区内文化財データ・ベース」を作成しているが(板橋区郷土資料館・板橋区教育委員会文化財係所有)、『板橋区史』に九点の史料が掲載されているものの⁶、デジタル化された写真はなく、殆どの史料は翻刻されていない。そのため本授業では、同文書の閲覧、写真撮影、翻刻を目的とした調査を実施することとした。

文書調査の初年度となる今年の授業では、目録の項目「分類②」の番号一〜一四二一九(目録のNo.一〜五十二)までの史料五〇点(枝番号を含めると約六〇点)を板橋区郷土資料館にて閲覧し、写真撮影を行った。文書調査は、五つのグループに分かれて実施し、同じグループにて、撮影した史料の翻刻と考察を加えた報告書を作成し、パワーポイントを使って発表を行った。

以下、文書調査の内容を含めた授業の概要をまとめた上で、今回の授業で撮影し、学生と翻刻した史料の紹介を行っていききたい。

一 授業の概要

(一) 板橋宿を歩く

例年通り、第一回目の授業では、まずは授業の進め方や、課外授業とそれにもなう振替の休講が多いこと、グループワークは親しい者同士

で行うわけではないことなど、注意点を説明した。その上で、板橋区の歴史を古代から中世まで概説した。第二・三回目は、江戸時代の板橋宿について、史料を用いてくずし字を読む練習をしつつ、解説を行った。江戸時代の板橋宿に関する研究状況については、昨年度の授業で検討を加えており、その成果もまとめた論考があることを伝えている。またフィールドワークについても説明し、事前準備も行った。

次の授業では昨年と同様、三コマ分（第四～六回）の授業を使って板橋宿の史跡を辿り、地図へ必要な情報を書き込み、メモを取りながら現地調査を行った（二〇一九年五月十日（金）午後の実施）。そのルートは、板橋区公文書館前に集合し、途中いたばし観光センター（板橋三丁目）で休憩を取り、JR板橋駅前にある近藤勇の墓前で解散するというものである。昨年と同じルートであるため、詳細については前稿に譲ることとし、説明は割愛する。

フィールドワークの事後学習として、第七回目の授業ではA四用紙一枚に、「板橋宿フィールドワーク」のタイトルで、学んだことを自由に表現する課題を課した。なお、作成にあたっては、PCを使っても手書きでも良いこととし、写真などを切って糊付けしたい場合は、事前にプリントアウトして持参するよう伝えている。

（二）板橋区郷土資料館での文書調査

本年度の「日本地域史」の授業を履修する学生は二十九名だった。そのため第六回目の授業で、五～六名のグループを五つ編成し、調査に必要な道具を分担して持参した。

文書調査は、二コマ分（第八・九回）の授業として五月二十四日（金）午後実施した。五つの班がそれぞれ一〇点ずつの文書封筒を担当し、史料の撮影、計測と翻刻作業を時間の許す限り行った。なお、封筒内に複数の史料が含まれる場合もあり、仮の枝番を付すこととした。

史料の撮影は、三台の三脚を立て、それぞれデジタル一眼レフカメラを使用して行った。そのため最初に撮影する三つの班と、計測・翻刻を行う二つの班に分かれて作業を行い、撮影班の撮影が終了次第、最初に計測・翻刻を行っていた班と交代した。撮影班の学生は、史料を封筒から出す係・撮影する係・撮影時に史料を設置する係・史料を封筒にしまう係を順番に担当した。

撮影した写真のデータは、各カメラのメモリーカードに残すとともに、教員が持参したPCにバックアップを取った。帰宅後、写真の整理は教員が行い、USBメモリを持参した各グループの代表者に、データを手渡した。データを受け取った代表者は、グループ内でそれらのデータを共有することとした。

なお、撮影した写真のデータおよび本稿で紹介した史料の翻刻データは、要望により、板橋区郷土資料館へ提供している。

（三）報告書の作成とグループ発表

各グループワークで、まずは撮影した史料の翻刻作業を行った。課外授業の振替として一回の休講を挟んだが、この休講の時間帯は学年の異なる学生が集まれる貴重な時間であったため、自主的に集まって翻刻作業を進めるグループが多かった。第一〇回目の授業では、翻刻の成果を

レジュメにまとめ、発表を行った。

第一～十三回目の授業は、史料の翻刻を進めるとともに分析を行い、報告書の作成作業に充てた。報告書には、史料の写真・翻刻・大意・考察・史料の法量(縦×横の長さ)を載せ、様式はできるだけ統一した。板橋区の目録には、史料の大きさを明記する項目が設けられていないため、報告書では調査時に計測できた史料については、法量を記した。

第十四回目の授業では、グループによって進捗状況が異なった。原則的には、報告書の最終チェックのみを行って報告書を提出し、次回の授業「グループ発表」の準備に取りかかることになっていた。だが一部の班では、準備が不十分で最後まで報告書をまとめる作業を行っていた。

なお、報告書の完成原稿を提出する前に、中間報告書の提出を課題とし、教員が確認作業を行っている。最終的な判断は学生に任せているため、翻刻の間違いや誤字等もあったが、現段階における学生の到達状況を示すものとして、完成原稿には特に訂正は加えず、様式上の変更のみを加えた。

最終授業日には各グループの成果をまとめ、パワーポイントを使い、持ち時間一〇分でグループ発表を行った。所謂フリーライダーを防ぐため、一人一枚以上のスライドを作成し、発表をすることを条件とした。パワーポイントのデータを提出し、その際は各スライドのノートに作成者名をメモしている。特にレジュメは作成せず、報告書を見ながら発表を聞けるよう、準備を進めた。

報告書の構成は、次の通りである。なお、()内は執筆の担当者名である。また、文書番号の順番に即して史料を並べ、報告書を作成した

ため、一班と二班、四班と五班の順番が入れ替わっている。

【報告書『板橋をあるく3』の構成】

はしがき(遠藤ゆり子)

第一章 「伊勢孫文書」一～二班の研究成果……一～五頁(加藤匡・

黒木理・鈴木雄斗・鳥谷舞奈・早川元・渡部有騎)

七～二 宿帳断簡/九 入置申手形之事

第二章 「伊勢孫文書」二～一班の研究成果……六～十一頁(追川和

輝・大畑慶悟・岡戸樹・佐々木洋人・関高耀・古谷和奏奈)

十一 借用申金子之事/十二 借用申金子之事/ 十三～二

覚(年貢永・小物成請取につき)/十三～四 覚(年貢永・小物

成請取につき)/十三～五 覚(年貢永・高掛・返納物請取につ

き)/十三～六 覚(年貢永・高掛・返納物請取につき)

第三章 「伊勢孫文書」三～三班の研究成果……十二～十六頁(木村

庸・小崎泰介・畷田陽香・関根悠貴・橋口聡仁・横田智也)

十三～八 覚(伝馬代金請取につき)/十三～十一 覚(伝馬代

金請取につき)/十四～一 覚(歩行犯人役請負金請取につ

き)/十四～一 覚(月掛金請取につき)

第四章 「伊勢孫文書」四～五班の研究成果……十七～二十三頁(伊

藤美咲・久保池晋吾・慶保一弥・田實藍・皆川拓也)

十四～二 送り状之事(材木)/十四～三 送り状之事

(材木)/十四～四 覚(醤油内金請取につき)/十四～二

一七 送状(材木)/十四～二八 送状事(材木)

第五章 「伊勢孫文書」五～四班の研究成果……二十四～二十八頁(遠

藤雄太・櫻井脩・神田惇・須々木龍平・松本奈美・手塚喬也)

十四―二十一〇 覚(材木代金請求につき) / 一四―二十一十二

覚(工事費請求につき) / 十四―二十一十三 覚(米春き賃請求につき)

(四) 成果と課題

まず、本年度の授業における成果と課題について、いくつかの項目に分けて整理してみたい。

①板橋宿を歩くフィールドワーク

【成果】講義形式の授業で学んだことを、フィールドに出て実際に見聞きし、史跡や歴史的建造物等に触れることで、学生は板橋宿をはじめとする歴史への関心を深め、講義では得られない様々な気付きを得られたものと推察される。

【課題】履修する学生が二十九名と、街中を歩くにはやや人数が多く、教員による説明がよく聞こえなかった場合もあったと思われる。

②文書調査

【成果】歴史学に不可欠な史料の収集調査を実践した。そのため、実際に三脚を立て、カメラを設置し、適切な角度と高さで史料を撮影する体験をすることができた。また、史料を封筒から出し、丁寧に広げて計測する際には慎重を期する必要があることや、写真ではわからない情報を史料から得られることも実感できた。これらの経験によって、史料の扱い方、史料調査の重要性と手法を学ぶことができたものと考ええる。

【課題】初めて文書調査をする学生ばかりだったので、三脚を立てて

カメラを設置するだけで、多くの時間を費やしてしまった。撮影のために史料を広げる際も、文字を読めるようにしわを伸ばすなど、基本的なことを行っていない場合もあった。そのため、事前に学内で十分な説明をして練習をする、または調査時に細やかな指導ができるよう時間を充分にとるなど、工夫が必要だと感じた。

また、撮影の担当を順番に代わることにしていたが、それが難しい学生もいた。文書調査の作業については、事前に手順と担当を決めるなどの方法を検討したい。

③報告書の作成と発表

【成果】史料を翻刻する作業を通して、学生がくずし字を読み、史料解釈を加える学びの場としての意義があったと思われる。また報告書の作成に際しては、参考にした史料の引用の仕方や注を付ける方法も身につけることができた。発表時には、レジュメやスライドを作成し、それらを使って人に伝える方法を考えることもできた。

【課題】本授業を履修する学生の大半が二年次生ということもあり、史料翻刻の作業はかなり難航した。グループによっては、担当した史料一〇点のうち二点の翻刻・考察にとどまるケースや、翻刻に挑んだものの殆ど解読できなかったケースもあった。確かに読み難い文字の史料もあり、学生の力量に合った史料を担当させることも重要であると感じた。

④グループワーク

【成果】グループワークでは、しばしばグループ内の学生間でトラブ

二 「伊勢孫文書」の紹介

(一) 解説と凡例

前述のように、「伊勢孫文書」は近世から近代の史料が三二八点あり、家や経営に関わる私文書で構成されている。吉田政博氏の研究によれば、同家は『岡場遊郭考』には旅人宿とあり、蔬菜類の種の販売をしていたこと、嘉永四年(一八五二)には文殊院の総代を務めていたことが知られる。

本年度は、板橋区の目録「区内文化財データ・ベース」の項目「分類②」の番号一〇一四―二一九(目録のNo.一〇五十二)までの史料五〇点(枝番号を含めると約六〇点)を閲覧し、写真撮影を行った。なお、二点の史料(目録の「分類②」の番号二・七―一、目録のNo.二・七)は、史料の破損が激しいため、閲覧することは叶わなかった。

今回の調査対象史料について、概観しておく。「伊勢孫文書」のうち最も古い史料は、宝永四年(一七〇七)五月十四日付「相渡シ申質物屋敷流手形之事」(「分類②」の番号一)である。同史料を含め、「分類②」の番号十二までは、十八世紀から十九世紀初頭の質物手形と借用証文が多い。発給者も宛所も孫兵衛家ではないため、同家にこれらが伝来することとなった経緯については検討が必要である。同十一は、借用人に孫兵衛の名前が見えることから、智清寺から借用した金子を返却し、智清寺から同文書が孫兵衛家に返されたものと思われる。同十三―一七は、名主家が発給した年貢請取の覚である。それ以外は、材木等の請取

ルが生じてしまうことがある。そのため学生に対し、グループ分けに際して人間関係などで何らかの不安を抱えている場合は、グループ結成の前に相談をしてほしい旨を繰り返し伝えた。その効果もあってか、大きな問題は生じなかったと思われる。

【課題】本年度は、コミュニケーション力や授業の出席率においてやや心配な学生がいた。そのため、事前・事後学習を含めたグループワークの重要性とその意義について繰り返し説明してきた。

だが、授業外のグループでの学習時間に参加しない、自身の担当箇所を理解して、責任を持って取り組むことができない学生もいた。結局、所謂フリーライダーとなってしまう、同じグループに所属する学生から反感を買ってしまうケースもあった。

グループワークができるか心配な学生に対しては、事前に個別で再度確認する必要があるかもしれない。いかにすればフリーライダーをなくすることができるかは、今後も検討していきたい。

また、本年度は異なる学年の学生が少なかったため、既によく知る間柄であろうと判断し、授業前にアイス・ブレイクを行うことが殆どなかった。だが、授業の終盤になって、実は同学年ではあるがあまり話したことがなく、グループワークが円滑に行っていないケースがあることを知った。

グループワークの様子をよく観察するとともに、積極的に話し合いができる雰囲気づくりも工夫していきたい。

の覚が多い。

本稿で紹介する史料は、学生が撮影した史料のなかから適宜選び、翻刻を試みたものをベースにしつつ、筆者が改めて翻刻内容を確認し、訂正を加えたものである。学生による翻刻をベースにしているものは、史料番号・史料名の下に「※」印を付した二〇点の史料である。撮影はしたものの、学生が翻刻することができなかった史料も多く、特に「※」印を付していない史料は、本稿で筆者が翻刻をしたものである。また撮影した史料のうち、最後の六点は紙幅の関係もあり、翻刻には至らなかった。法量のみを記し、史料紹介は今後の課題としておきたい。

本授業における学生の五つの班のメンバーと、史料の撮影・翻刻の担当は次の通りである。ここでも、文書番号の順番を優先したため、班の番号が前後している。

①二班（「伊勢孫文書」一〇 No.一〜九を担当）

加藤匡・黒木理・鈴木雄斗・鳥谷舞奈・早川元・渡部有騎

（全て二年次生）

②一班（「伊勢孫文書」二〇 No.一〇〜十三〜七〜三を担当）

追川和輝（四年次生）・大畑慶悟・岡戸樹・佐々木洋人・関高耀・

古谷和奏奈（二年次生）

③三班（「伊勢孫文書」三〇 No.十三〜八〜十四〜一〜七を担当）

木村庸（四年次生）・小崎泰介・寫田陽香・関根悠貴・橋口聡仁・

横田智也（二年次生）

④五班（「伊勢孫文書」四〇 No.十四〜一〜四〜十四〜一〜九を担当）

伊藤美咲・久保池晋吾・慶保一弥・田實藍・皆川拓也（全て二年

次生）

⑤四班（「伊勢孫文書」五〇 No.十四〜二〜一〇〜十四〜二〜一九を担当）

遠藤雄太・櫻井脩・神田惇・須々木龍平・松本奈美・手塚喬也

（全て二年次生）

〔凡例〕

・欠損などにより判読できなかった文字は□で示し、字数も不明だった場合は「」で明示した。

・文字の存在を確認できるが、判読できなかった場合は■で示した。

また、文字の確定はできないものの、私見を示す場合は（*カ）とした。

・印・割印や朱文字などの注は（ ）で明記した。

・学生による翻刻をベースにした史料紹介は「※」印を付した。

・法量（縦×横の長さ）を計測した史料は、各史料名の下に明記した。

特に記していない史料は計測をしていない。

（二）史料紹介

一 相渡シ申質物屋敷流手形之事

◎『板橋区史』資料編4 近・現代 一八〇号文書（省略）。

二 御年貢：并夫食：御取帳（小前取集帳）

◎破損甚だしいため、未調査。

三 相渡申質物屋鋪流證文之事(案文)

(編裏付箋)
「享保十九年」

相渡申質物屋鋪流證文之事

表口五間四尺・平均屋鋪四畝十三步壹合、町並屋鋪壹ヶ所裏行式拾三間半

右者我等所持之町並屋鋪、去ル來亥御年貢并御傳馬

役銀諸拂方ニ相詰リ申候ニ付、貴殿方江質物ニ相渡し、

金子拾兩借用申所実正也、年季之儀者去ル亥霜月

當寅十一月迄中年三年季ニ相定申候処、年季明

候小、候得共、本金返置不罷成候ニ付、右質物之

屋敷、此度流シ申候間、御年貢諸役其方

所持可被成候、尤此屋敷■掛候前々方御拜借

米永并申子之夫食・御拜借米永、我等負候分共ニ

御取立之節ハ、御年賦小割合之通、無滞返上納

可被成候共、自今以後諸親類者不申不及申

横合方構申者無御座候、若違乱申者御座候ハ、

加判之者共埒明ケ貴殿江少茂御苦勞掛ケ

申間敷候、為後日質物屋鋪流證文入置并

先地主方取置候古證文共相渡申所、仍如件、

享保十九年寅十一月十六日

下板橋宿

屋鋪主

太郎兵衛

證人

傳四郎

四 相渡……物畑流手形之事(年貢ならびに伝馬役諸払方差詰りにつき)

相渡(破損)物畑流手形之事

原前

一、中畑七畝拾歩

権右衛門分

右者去ル寅之御年貢并御傳馬役銀諸払方ニ相詰リ

候ニ付、我等所持「畑」「貴殿江質物ニ相渡金子

式兩式分借用申所実正也、年季之儀者、去ル卯之

四月

得共、元金返済成兼、請返申儀不罷成候ニ付、右質

物之畑、此度流地ニ相渡シ申候間、御年貢等其方

ニ而勤納被成、自今貴殿所持可被成候、然上者、右之畑

末々質物書入等ニ他江被相渡候共、勝手次第ニ可被成候、

勿論此畑ニ付、諸親類者不及申ニ、横合方何之構申候

者一切無御座候、若違乱申者御座候ハ、我等并加判之

者共立會、急度埒明ケ貴殿江少茂御苦勞懸ケ申

間鋪候、為後日質物畑流手形入置申候処、仍如件、

寛延三年午四月十六日

畑主

名左衛門(印)

證人

平四郎(印)

五人組

助左衛門(印)

年寄

八郎右衛門(印)

市十郎殿

前書之通質物流地ニ相渡シ双方立會自今相違有之間

敷候、依奥印如形ニ候、以上、

名主

新左衛門(印)

五 入置申質物畑手形之事

(端裏付箋)
「寛延三年」

入置申質物畑手形之事

一、當年御年貢諸弘方差詰り候ニ付、関上ニ而中畑五畝歩之処、質物ニ相渡金子式歩借用申処実正也、年季之儀者、當年極月方来子極月迄、申年五年季ニ相定申候、右年季明元金返遊仕候ハ、畑無相違御返シ可被成候、若金子返済難成候ハ、此手形を以、何ヶ年茂貴殿方ニ而御手作可被成候、尤此畑ニ付諸親類者不申及、横合方何之構無御座候、若違乱申者候ハ、我々共罷出、急度埒明可申候、勿論御年貢・諸役其方ニ而、勤納可被成候、為後日加判證文入置申所、仍而如件、

寛延三年十二月

畑主 太兵衛(印)

五人組 茂左衛門(印)

親類 九郎兵衛(印)

年寄 八郎右衛門(印)

新右衛門殿

六 香奠帳

(表紙)
「安永二年

香奠帳

卯四月十九日」

- | | |
|----------|-----------|
| 一、式百文 | 権右衛門 |
| 一、青銅拾疋 | 庄左衛門 |
| 一、同 式拾疋 | 川越屋 利兵衛 |
| 一、同 式拾疋 | いせ九 |
| 一、同 式拾疋 | 床権 |
| 一、同 式拾疋 | かご久 |
| 一、金式拾五疋 | いせ屋 利左衛門 |
| 一、同 式拾五疋 | いかげや 太郎衛門 |
| 一、青銅拾疋 | 田中屋 |
| 一、同 式拾疋 | いけたや 熊藏 |
| 一、同 三拾疋 | 傳五郎 |
| 一、金式拾五疋 | いせ屋 源衛門 |
| 一、同 式拾五疋 | 古着や 三五郎 |
| 一、青銅式拾疋 | とふふや 銀八 |
| 一、同 式拾疋 | 丸屋 敏三郎 |
| 一、同 式拾疋 | まつばや 甚左衛門 |
| 一、同 式拾疋 | 原 治郎衛門 |
| 一、金百疋 | 佐渡 甚兵衛 |
| 一、同百疋 | かやのや 金兵衛 |
| 一、青銅式拾疋 | いせ屋 平六 |
| 一、同 拾疋 | 善明 |
| 一、同 式拾疋 | 吉五郎 |

一、同 式拾疋 菊治郎

一、同 式拾疋 元五郎

一、同 式拾疋 中屋 安五郎

一、同 式拾疋 作右衛門

一、同 式拾疋 かこや 民蔵

一、同 式拾疋 いせや 傳吉

一、同 三拾疋 なかたや 虎之助

一、同 式拾疋 吉岡屋 直治郎

一、同 拾疋 味増(増)や 仙之助

一、茶 上宿 富五郎

一、青銅式拾疋 無寶院

一、同 拾疋 なかたや 林蔵

一、同 拾疋 平兵衛

一、同 式拾疋 飯田新左衛門

〆三百分

一、五貫五百文

七一

◎破損甚だしいため、未調査。

七一二 宿帳断簡 ※(縦24・2×横34・0cm)

十九日 砂川村

一、五十文 たはこ

甲州道中

下高井戸宿

問屋 孫惣右衛門

同 上高井戸宿

問屋代

年寄 伴之助

武州多摩郡

神山村

組頭 久兵衛

同州同郡

久米川村

組頭 伴兵衛

年寄 太左衛門

(折紙見返し)

因幡兵部少輔

御領分

上総国長(生力)郡

関村

百姓 傳左衛門

うけ人

甚之七

七十三 覺(紋付羽織など目録)

覺

目録

一、黒羅紗織入 金子壹兩入

一、結城縞 三反 但シ藍弁慶

一、紋付羽織 壹枚 藍納戸

一、茶棒裕 壹枚

一、小飯投引 壹足

一、足袋 壹足 表花也、裏□

一、矢立 壹本 赤調

一、天満宮掛絵二幅

布一、手風炉敷中 諸事書付入

右之代呂■五幅風呂敷ニ

こんいろ

包金■

外

一、脇差 壹腰 但し頭トこじりニ 銀細工入

一、股引 壹足紺 三品

一、はらき 壹足 紺 甚助分

一、風合羽 白紺棒しま

(折紙見返)

濃州中嶋郡中村

角右衛門

甚助

庄屋 儀右衛門

笠松

御支配所■

柴田善之丞様へ 百姓

下総國てうし飯沼村

徳左衛門店甚八行

弘化二年

巳十二月廿四日■ (文力)

七十四 [生け花の図] (縦13・8×横42・7cm)

◎省略

八 入置申……証文之事

「 「 入置申 「 「 」 」

一、金壹両也、

右者去ル丑ノ御年貢・御傳馬役銀并ニ諸払方ニ相詰リ候付、

我等所持之畑貴殿質物ニ入置金子三兩借用致

可申筈ニ相定、内金貳兩慥ニ請取申候、残壹兩ハ

當春借用可申候、約連致置候所、右書入ニ致候畑

廻リ御用地ニモ相成候様ニ内々取沙汰有之候ニ付、

残金不被遣様ニ被申候段御尤候得共、借用不申

候而者、甚難義ニ御座候間、一札入置、當寅年ノ三ヶ年

間ニ御用地ニ茂相成候ハ、右殘金壹兩ハ返済可

仕由ト申候得者被成御得心、御貸シ被下、慥請取

申所実正ニ御座候、三ヶ年相立御用地御沙汰茂

無之候ハ、此證文被成御返シ、右入置申證文を以

御手作可被成候、為後日一札仍而、如件、

寛政六寅年

四月 畑主 市重郎(印)

証人 孫左衛門(印)

市之丞殿

九 入置申手形之事 ※

入置申質物畑手形之事

金子山

一、中畑麦五歩

右者ハ去ル亥ノ御年貢・御傳馬役銀并諸拂方ニ差詰候書面之畑

御水帳之通貴殿江質物ニ相渡金子壹兩式分借用申候処実正也、

年季之儀者、當子ノ二月ノ来ル卯ノ式月迄、中年三ヶ年季へ相定

申候、年季明候而、元金返済仕候て、畑無相違御返可被下候、

年季明候而も元金返済成兼請戻儀不被成候ハ、此手形

を以ハ何ヶ年も御手作可被成候、此畑御年貢・御傳馬役銀諸掛り

もの等貴殿方ニ而勤納可被成候、勿論右之畑ニ付、諸親類者不

申及、横合ハ一切構申もの聞入而無御座候、若違乱申者有之

候ハ、畑主并加判之者共何方迄も罷出、急度埒明、貴殿江少茂
御苦労相掛ケ申間鋪候、為後日入置申畑質物手形、仍而如件、

享和四子年二月 畑主 市十郎(印)

証人 孫兵衛(印)

五人組 五郎兵衛(印)

年寄 十兵衛(印)

市之丞殿

十 引取申一札之事(市十郎後家離縁につき)

引取申一札之事

一、其親類内市重郎後家この義御存之通、女子計

五人暮ニ罷有候所、當時元市重郎伯母かんと義、雜

病ニ而後家この方江罷越世話ニ致候得共、女子身ニ而者

中々介抱難行届、殊ニ六人暮ニ而ハ、ニも相統難仕

存詰候ニ付、右之段相談及、勿論後家願ニ付、此ニ義、外

四人而召連市重郎方ヲ離縁ニ及跡式之義ハ、貴殿御

引取後家この外四人之もの共義ハ、御立會之ニ私方江

慥ニ引請、向後市重郎於智殿ニ聊恨ミケ間敷義、

決而為申間敷候、尚又引取候上ハ、以来如向様之義出

来有之候共、貴殿江少茂御苦難相掛ケ申間敷候、為後日

引取一札入置申処、如件、

市十郎後家離縁ニ而

文化元子年霜月

引請人 市右衛門(印)

證人 作兵衛(印)

親類 孫兵衛殿

同 太郎兵衛殿

市十郎 組合中

十一 借用申金子之事 ※(縦32・5×横45・5cm)

借用申金子之事

一、金拾兩也

屋浦壹ヶ所

但 間口五間四尺
奥行拾八間

右者上板橋村太右衛門殿の寄附被致候祠堂金也、

当辰七月の来ル己七月迄壹ヶ年季相定、書面之通^(印)

借用申所実正也、利足之儀者、五分割合^(印)以來七月皆済

之節、元利共ニ返済致被申候、若相滞候義茂有之候ハ、

書面書入之屋舗相渡可申候、為後日入置申證文、依而如件、

文化五辰七月

借用人 孫兵衛(印)

證人 藤五郎(印)

五人組 太郎左衛門(印)

智清寺校

年寄 戸左衛門(印)

御納所中

前文之通双方立合書入相違無之候、

辰七月

名主 宇兵衛(印)

十二 借用申金子之事 ※(縦32・5×横45・5cm)

(端裏書)

市十郎

(奥裏書)

「文化六年丑十二月十五日金五兩返済仕候」

借用申金子之事

一、金五兩也

右者、當年 御年貢・御傳馬役銀諸拂方ニ

差語り候ニ付、書面之金子借用申処実正也、

尤年季之儀ハ、當年十二月の来ル西十二月迄

中年三ヶ年季ニ相定メ候、尤利足之儀、金廿兩

にて一ヶ月部ニ、金壹分ツ、之以勘定相済し可申候、又候

書入之儀ハ、親類市十郎所持致し候、宿浦ニ而

中畑壹反三畝拾八分之処、親類五人組相談を以

書入ニ致し、年季明ケ萬一元利共相滞り候ハ、右

之畑無相違流地ニ相渡し可申候、尤比畑ニ付

諸親類ハ不及申、横合^(種)一切講申者無御座候、

若六ヶ敷申者御座候ハ、^(加判)か半之者罷出貴殿江

少も御苦勞ニ相懸ケ申間敷候、為後日如件、

文化六年十二月

借(切除)

市十郎

請(切除)

同人五人組 源右衛門(印)

孫左衛門殿

年寄 戸右衛門(印)

十三―一―一 覚(申年貢永・小物成請取につき)

覚

一、永五百七拾八文七分

(割印2つ)

永拾七文四分 御口永

同四拾文七分 高掛り

右者、當申御年貢永・小物成とも

皆濟慥^(印)受取申所、如件、

文化九申年十二月 名主 卯兵衛(印)

市十郎代 孫兵衛殿

十三―一―三 覚(申年貢永・小物成請取につき)

覚

一、斗立米四斗五舁三合

(割印2つ)

一、永四拾文五分

永壹文貳分 御口永

同貳百文 卯口備

同拾壹文五分 御口米

同拾文貳分 高掛り

右者、當申御年貢米永・小物成共皆濟

慥^(印)受取所、如件、

文化九申年十二月 名主 卯兵衛(印)

太郎右衛門殿

十三―一―二 覚(申年貢永・小物成請取につき)

覚

一、永七拾壹文

(割印2つ)

永貳文一分 御口永

同四文三分 高掛り

右者、當申御年貢永・小物成とも

皆濟慥^(印)請取申所、如件、

文化九年十二月 名主 宇兵衛(印)

孫兵衛殿

十三―一―四 覚(申年貢永・小物成請取につき)

覚

一、永拾六文三分

永五分 御口永

同壹文貳分 高掛り

右者、當申御年貢永・小物成皆濟

慥^(印)受取申所、如件、

文化九申年十二月 名主 卯兵衛(印)

文化九申年十二月

六右衛門代 孫兵衛殿

十三―二―一 覚(年貢永・小物成請取につき)

覚

一、永拾六文三分

(割印3つ)

永五分

御口永

同壹文貳分

高掛り

右者、當卯御年貢永・小諸成共

皆濟(印)、請取申所、如件、

文政二卯年極月 名主 卯兵衛(印)

六右衛門代 孫兵衛殿

十三―二―二 覚(年貢永・小物成請取につき)(縦24・0×横16・5cm)

覚

一、永拾六文三分

(割印3つ)

永五分

御口永

同壹文貳分高掛り

右者、當卯御年貢永小物成共

皆濟、慥(印)、請取申所如件

文政二卯年極月 名主 卯兵衛(印)

孫兵衛殿

十三―三―一 覚(年貢・高掛物請取につき)

覚

(割印1つ)

一、永六百文四分

永 拾八文 御口永

同 六拾六文四分 高掛り

合永六百八拾四文八分

右者、當酉御年貢并高掛物等、書面之通、皆濟

請取申候処、如件、

嘉永貳酉年十二月

名主 宇兵衛(印)
壹十郎代 孫兵衛殿

十三―三―二 覚(年貢・高掛物請取につき)

覚

一、永拾六文七分

(割印1つ)

永五分

御口永

同壹文九分

高掛り

合永拾九文壹分

右者、當酉御年貢并高掛物等、書面之通、皆濟

請取申候処、如件、

嘉永貳酉年十二月 名主 宇兵衛(印)

六右衛門代 孫兵衛殿

十三―三―三 覚(年貢・高掛物請取につき)

覚

一、永貳百五拾八文六分

(割印1つ)

永七文八分

御口永

同 式拾八文 高掛

合永式百九拾四文四分

右者、當亥御年貢并高掛物等、書面之通皆濟

請取申処、如件、

嘉永式酉年十二月

名主 宇兵衛(印)

孫兵衛殿

十三—四—一 覚(年貢永・小物成請取につき) ※

(縦24・5×横11・5cm)

覚

一、永 拾六文七分

(割印1つ) 永五分 口永

壹文八分 高掛

合永 拾九文

右者、當亥御年貢并高掛物等書面之通皆濟

請取申処、如件、

名主 宇兵衛(印)

嘉永四亥年十二月

六右衛門代

孫兵衛殿

十三—四—二 覚(年貢永・小物成請取につき)

覚

一、永 六百文四分

(割印1つ) 永 拾八文 口永

同 六拾壹文四分 高掛

合永六百七拾九文八分

右者、當亥御年貢并高掛物等書面之通皆濟

請取申候処、如件、

嘉永四亥年十二月

名主

宇兵衛(印)

市十郎代 孫兵衛殿

十三—四—三 覚(年貢永・小物成請取につき) ※

(縦24・5×横11・0cm)

覚

一、永式百五拾八文六分

永 七文八分

同 七百八拾文四分

口永

同 式拾五文九分

高掛

合永壹貫七拾式文七分

右者、當亥御年貢并高掛物等書面之通皆濟

請取申候処、如件、

嘉永四亥年十二月

名主

宇兵衛(印)

孫兵衛殿

十三—五—一 覚(年貢永・高掛・返納物請取につき) ※

覚

一、永高六文九分

(割印1つ) 永 五分 口永

同 壹文八分 高懸り

合永拾九文壹分

右者、當寅御年貢、永高掛返納物書面之通

皆濟、請取申候處、如件、

名主 宇兵衛 (印)

嘉永七寅年十二月

六右衛門代孫兵衛殿

十三一五一一 覚 (年貢永・高掛・返納物請取につき) ※

覚

一、永高六百五文分

(割印1つ) 永 拾八文貳分

口永

同 六拾四文四分

高掛り

合永六百五拾七文七分

右者、當寅御年貢、永高掛返納物、書面之通

皆濟、請取申候、如件、

名主 宇兵衛 (印)

嘉永七寅年十二月

市十郎代

孫兵衛殿

十三一五一一 覚 (年貢永・高掛・返納物請取につき) ※

覚

一、永貳百六拾壹文三分

(割印1つ) 永 七文八分

口永

同 七百八拾文四分

西教院拝借・寅返納

同 貳拾七文壹分 高掛り

合永壹貫七拾六文六分

右者、當寅御年貢、永高掛返納物、書面之通り

皆濟、請取申候處、如件、

名主 宇兵衛 (印)

嘉永七寅年十二月

孫兵衛殿

十三一六一一 覚 (年貢永・高掛・返納物請取につき) ※

(縦24・5×横11・0cm)

覚

一、永六百五文十壹文

(割印1つ) 永 十八文貳文

口永

同 八十壹文壹分

高掛

合永七百五文壹分

右者、當卯御年貢永高掛、返納物書面之通

皆濟請取申候處、如件、

名主 宇兵衛 (印)

安政二卯十二月

市十郎代

孫兵衛殿

十三一六一二 覚 (年貢永・高掛・返納物請取につき)

覚

一、永貳百六十壹文三文

(割印1つ) 永七文八分 口永
同七百八十文四分 酉拜借・卯返納

合永壹貫八四文

右者、當卯御年貢永高掛返納物、書面之通

皆濟請取申候處、如件、 名主 宇兵衛(印)

安政二卯十二月 孫兵衛殿

十三一六一三 覚(年貢永・高掛・返納物請取につき)

覚

(割印1つ) 一、永拾六文八分

永 五分

口永

同 式文三分

高懸

合永拾九文六分

右、當卯御年貢永高懸返納物、書面之通

皆濟請取申候處、如件、

安政二卯十二月

名主 宇兵衛(印)

六右衛門代 孫兵衛殿

十三一七一 覚(年貢米返納請取につき)

覚

(割印1つ) 一、永 貳百六拾壹文三分

永 七文八分 御口永

同 三拾六文 高掛

合永三百五文壹分

右者、當子御年貢永高掛返納物共、御書面之通

皆濟請取申候處、如件、

名主 宇兵衛(印)

元治元子年十二月

孫兵衛殿

十三一七一二 覚(年貢米返納請取につき)

覚

(割印1つ) 一、永拾六文八分

永 五分

口永

同 式文五分

高掛

合永拾九文八分

右者、當子御年貢永高掛返納物共、書面之通

皆濟請取申候處、如件、

元治元子年十二月

名主 宇兵衛(印)

六右衛門代 孫兵衛殿

十三一七二三 覚(年貢米返納請取につき)

覚

(割印1つ) 一、永六百五文壹分

永 拾八文三分 御口永

同 八拾五文六分 高掛

合永七百八文九分

右者、當子御年貢永高掛返納物共書面之通
皆濟請取申候処、如件、

名主 宇兵衛 (印)

元治元子年十二月

市十郎代 孫兵衛殿

十三十八 覚 (伝馬代金受取につき) ※ (縦25・1×横8・7 cm)

覚

一、壹貫文

右者、當卯正月より同七月迄、御傳馬為金

槩受取申候、以上、 問屋

寅十二月晦日

宇兵衛 (印)

孫兵衛殿

(十三十九 欠番)

十三十 覚 (代役錢請取につき)

覚

一、壹貫文 (印)

(割印) 右者、卯七月より三月迄、代役錢槩請取申候、以上、

卯七月十四日

問屋

新左衛門 (印)

孫兵衛殿

十三十一 覚 (伝馬代金請取につき) ※ (縦24・0×横8・4 cm)

覚

一、壹貫文 (印)

右者、當亥正月より同七月迄、御傳馬為金槩二請取申候、以上、

戌十二月晦日

問屋 宇兵衛 (印)

孫兵衛殿

十三十二 年玉軒別控

年玉軒別扣

一、手拭 壹筋 伊セや太郎左衛門

一、半し 一帖 川越屋吉五郎

一、のり 壹帖 古着屋

一、半し 壹帖 八郎右衛門

一、百文 壹郎右衛門

一、百文 同本陣様

一、貳百文 文殊院

一、半し 三帖 宇兵衛様

一、半し 壹帖 上名主様

一、貳百文 祥蓮寺

一、半し 一帖 向う久次郎

一、半し 一帖 向う清八

一、半し 一帖 床之丞

一、半し 一帖 石屋 兼吉

一、半し 一帖 伊七平

一、半し 一帖 吉岡や

一、のり 壹帖 下之内

一、のり 壹帖 平尾 中嶋屋

一、半し 貳帖 平尾 (北角丸) 万蔵

一、百文 理徳院

一、半し 貳帖 平尾名主様

一、百文 平尾 意右衛門様

一、五十文 玄長様

一、半し 一帖 字分 権右衛門

一、半し 貳帖 中 吉本や

十四―一―一 覚(步行半人役請負金請取につき) ※(紙繰り添付)

覚

一、鑿壹貫文 (印)

右者、當戌年七月より十二月迄

步行半人役錢五分候、為請取

書面之任残、慥請取申候、以上

文化十二 戌年・七月十三日 閨屋 八郎右衛門(印)

孫兵衛殿

十四―一―二 覚(月掛金請取につき) ※

覚

一、六百文

右者、月掛之内、慥ニ

請取申候、為念如此ニ

御座候、已上、

卯十二月廿五日 智清寺 納所(印)

伊勢屋孫兵衛殿

十四―一―三 [米売掛](九月朔日〜十月十六日分)

米代百文ニ付 壹舛四合

九月六日 貳舛五合

七日 六舛五合

八日 七舛五合

九日 壹斗五舛五合

十日 壹斗五舛

十一日 壹斗五舛

十二日 壹斗五舛

十三日 壹斗三舛

十四日 壹斗三舛

十五日 壹斗四舛

十六日 九舛

十七日 壹斗貳舛

一、十八日	壹斗貳明日
一、十九日	壹斗三舛
一、廿日	壹斗四舛
一、廿一日	壹斗三舛
一、廿二日	壹斗四舛
一、廿三日	壹斗三舛
一、廿四日	九舛五合
一、廿五日	五舛五合
一、廿六日	五舛
一、廿七日	六舛五合
一、廿八日	四舛
一、廿九日	六舛五合
一、晦日	六舛
一、朔日	六舛
一、二日	六舛
一、三日	
「	五舛
」	
一、四日	六舛
一、五日	六舛
一、六日	六舛
一、七日	六舛
八、	六升

(継ぎ目剥かれ)

一、九日	六升
一、十日	六升
一、十一日	五升
一、十二日	六升
一、十三日	六升
一、十四日	六升
一、十五日	六升
一、十六日	六升
一、	

十月十六日迄

米代×三石五十四升也、

此代貳拾五貫七百九十文也、

十四—一—四〔酒・肴・豆腐代など諸品売掛寛〕

九月九日	一、貳百四拾八文	酒壹舛
	同 一、八拾文	どうふ
	同 一、百七拾四文	肴
	十一日 一、三百七拾貳文	酒壹舛五合
	同 一、八拾八文	どうふ
	同 一、貳拾文	肴一ツ
	同 一、貳百四拾八文	酒壹舛
	同 一、四拾文	どうふ

- 十四日 一、五拾六文 酒貳合・肴
- 同日 一、百貳拾四文 酒五合
- 十五日 一、百貳拾四文 酒五合
- 十六日 一、拾貳文 正油壹合
- 同日 一、十六間 みそ
- 十七日 一、六拾四文 酒肴
- 十八日 一、十二文 酒 介四郎様
- 同日 一、貳拾四文 酒壹合 新三郎様
- 同日 一、四拾八文 酒貳合 清兵衛様
- 十九日 一、百四拾八文 酒五合 清兵衛様
- 同日 一、貳百四拾八文 酒壹舁 とうふ
- 同日 一、八拾文 肴一ツ
- 同日 一、貳拾文 肴一ツ
- 廿日 一、六拾文 肴三ツ
- 廿一日 一、貳百四拾八文 酒壹舁 清兵衛様
- 廿二日 一、八拾四文 酒三合 新三郎様
- 同日 一、貳拾文 とうふ
- 同日 一、五拾六文 酒貳合 清兵衛様
- 廿四日 一、貳申文
- 廿五日 一、十四文 酒 源四郎様
- 廿六日 一、貳拾文 みそ
- 同日 一、百文 肴
- 同日 一、百六拾四文 酒とうふ 同人様

- 廿八日 一、百九拾貳文 酒とうふ 清兵衛様
- 廿九日 一、百貳拾四文 酒肴同 同人様
- 同日 一、三拾貳文 小豆代
- 晦日 一、百六拾八文 酒肴 同人様
- 十四日 一、一五 [歩半役銀寛]
- (割印) 歩半役
- (朱) 孫兵衛
- (朱) 小頭銀貳拾八匁七分
- (朱) 内銀貳拾壹匁五分、歩半役
- (朱) 残銀七匁貳分、長具
- 十四日 一、一六 (未撮影のため未翻刻)
- 十四日 一、一七 覚(年貢永・高掛・返納物請につき)
- 覚
- 米代百文二付 壹舁四合
- 九月六日
- 、 貳舁五合
- 七日 六舁五合
- (※十月十六日まで、十四日一三と同じため、中略)
- 九月九日
- 一、貳百四拾八文 酒壹升

同 一、八拾文 とうふ
 同 一、百七拾四文 肴
 十日 一、壹百七拾貳文 酒壹升五合
 同 一、八拾八文 とうふ
 同 一、貳拾文 肴
 同 一、貳百四拾八文 酒壹升
 同 一、四拾文 とうふ
 十四日 一、五拾六文 酒肴
 同 一、百貳拾四文 酒五合
 十五日 一、百貳拾四文 酒五合
 十六日 一、十貳文 正油壹合
 同 一、十六文 みそ
 十七日 一、六十四文 酒肴
 十八日 一、十二文 酒
 同 一、貳拾四文 酒
 同 一、四拾八文 酒貳合
 十九日 一、百四拾八文 酒■
 同 一、貳百四十八文 酒壹升
 同 一、八拾文 とうふ
 同 一、貳十文 肴
 廿日 一、六拾文 肴
 廿一日 一、貳百四拾八文 酒壹升
 廿二日 一、八拾四文 酒

同 一、貳拾文 とうふ
 同 一、五拾六文 酒
 廿五日 一、十四文 酒
 廿六日 一、貳拾文 みそ
 同 一、百文 肴
 同 一、百六拾四文 酒・とうふ
 廿八日 一、百九拾貳文 酒・とうふ
 廿九日 一、百貳拾四文 酒・肴
 同 一、三十貳文 小豆代
 晦日 一、百六拾八文 酒肴
 「 代

(後欠)

十四—二十一 送り状之事(材木) ※

送り状之事
 一、壹本 杉式間・三五分角
 一、壹丁 大貫 赤身
 一、壹坪 西川中貫 ■なし
 一、壹坪 杉四板 尺ふしなし
 一、貳枚 松上六板 尺小ふし
 ✕附金たちん ■■四■束
 四拾八文、日拂罷下候、
 右之通り附送り申候間、日政シテ

請取罷下候、以上、

子四月十一日

植のや

乙五郎

板ばし

いせ屋孫兵衛様

十四―二―二

子四月十一日 覚

一、壹坪

板本四分板

西川■ふしなし

代八匁

一、壹本

板式間

三分角

代式匁五分

一、壹丁

大貫赤身

代壹匁八分

一、壹丁

中貫

(セウ) ■ なし

代八分

一、式枚

松六分板

尺并小ぶなし

代壹貫文八分?

✂ 拾四貫九分

四月廿六日

一、因■八法

代金貳百分 式匁

惣^(金)金三兩ト 壹匁九分

右之通、慥ニ受取申候、

才四用晦申

極月 植のや乙五郎(印)

いせや孫兵衛様

十四―二―三 送り状之事(材木) ※

送り状之事

一、五枚

杉式間・七寸板割

一、九丁

大貫・式ぞん

一、九本

小割

一、壹束

松六分板・九寸十■

一、式枚

同六分板・尺

✂ 壹■

右之通り附送り申候間、

御使■御受取罷下候、以上、

子五月廿九日

植のや乙五郎

いせ屋 孫兵衛様

十四—二—四 覺(醬油内金請取につき) ※

覺

一、金貳兩也、

右之通、醬油内金

髓^(印)受取申候、

未三月 ■

鴻巢宿

萬屋清原

修理助(印)

いせ孫様

十四—二—五

覺

四分五 ^(厘力) ■

一、米三斗

此金貳百三兩貳朱

五百七十七文

四 壹 ^(七かへカ) ■

一、米六斗

(継ぎ目剥がれ)

惣金五百三分卜

六百十三文

外ニ金三百貫四文

外ニ金八兩貳分貳朱卜

壹貫貳六 ■ 文

外ニ壹貫三百 ■ 拾文上申候、

外ニ金十 ■ 兩候、

百拾四文

右之通、受取申候、

申十一月廿三日

穀屋 五郎兵衛(印)

いせ屋孫兵衛様

十四—二—六

覺

十二月五日

一、四拾三兩貳分

同 一、八匁

十日一、六兩貳分

外ニ五拾七兩四分

并金三兩貳朱卜

五百三十文

内金壹兩 受取

引外ニ金貳兩貳朱分

五百三十

右之通り

西十二月

いかや利七

伊勢孫様

十四―二一七 送状(材木) ※

送状

一、三本、椎式半

式尺かしこ

三寸角

右之通

八両■也

■ ■ ■

戌二月十二日

植のや 乙五郎

いせや 孫兵衛様

十四―二一八 送状事(材木) ※

送状事

一、六本 下月乃板

✂

右之通附送申候間、

御受取罷下候、

戌二月十七日

植のや 乙五郎

いせや 孫兵衛様

十四―二一九 覚(大工手間など)

大工手間

一、二人 代九匁 床わキ

一、壹人半 代七匁五分 せつちん戸袋

一、壹人 代五匁 見せけこみ

一、壹人半 代七匁百五分 二階ふみさけ

一、壹人半 代七匁百五分 ■キ寸戸

一、四人 代貳拾文目 二階手すり

一、貳人 代五匁 二階鴨居

✂ 拾三人半

此分金壹兩ト五匁五分

釘代四匁^五

惣✂金三兩貳步貳朱ト

壹匁四分

右之通り

三月朔日

植のや 乙五郎

いせ孫様

十四―二一〇 覚(材木代金請取につき) ※(縦14・0×39・9cm)

覚

丸之■ ■

一、八匁五分 枕新宮 小割壹本

- 一、四匁八分 松式間三寸
上物四本
- 一、三匁八分 同木六四寸
五枚
- 一、式匁三分 少輔板壹枚

〆拾九文三分
并金壹兩分

四百四十六也

右之通槩ニ受取申候、

六月十八日

いかや 利七 (印)

伊勢孫様

十四―二十一 覚 (材木代金請取につき) (縦14・0×36・2 cm)

覚

- 一、三匁六分 松式間三寸
上物三本
- 一、式匁四分 同卷間式十角
四本
- 一、式匁五分 松板割七寸
壹枚
- 一、六匁七分 同四分九寸
壹坪式枚

〆拾五匁式分五り

右之通り槩ニ受取申候、

六月二十四日

いかや利七 (印)

伊勢孫様

十四―二十二 覚 (工事費請取につき) ※ (縦15・7×68・5 cm)

覚

- 一、木舞 式拾坪
- 〆三捨六匁

一、漆喰 六匁七分五リン
式斗

一、上黒 壹匁四分
式合

一、中ぬり 三匁

壹両 三俵

一、竹ふじ 百四十文

〆四捨八匁

四分五リン

一、茶大津 三捨六匁四分
捨四坪

一、赤大津 六匁
式坪

一、キ大坂 拾匁
式坪

一、茶大坂 九匁
壹坪半

〆、六捨壹匁

四分

惣〆金式兩三分ト

八百三拾式文

内金壹兩三分請取

右之通り、造請取申候、

七月四日 左官 松五郎 (印)

いせ屋様

十四—二十一—三 覚(米春き賃請取につき) ※(縦15・5×50・5cm)

覚

午二月三日

一、米三勺

四日

一、米貳勺

七日

一、米三勺

廿九日

一、米五勺

三月朔日

一、米六勺

廿三日

一、米九勺

廿五日

一、米三勺

四月朔日

一、米三勺

五月四日

一、米六勺

五日

一、米貳勺

六月廿四日

一、米九勺

廿五日

一、米六勺

×五十七勺

此■ちん

四貫七百四十八文

金貳兩壹朱ト

九百廿四文

右之通り慥ニ受取申候、

七月十四日 清原(印)

いせや

孫兵衛様

◎以下、撮影済みだが未翻刻の史料は、法量のみを記す。

十四—二十四 (縦16・0×横62・4cm)

十四—二十五 (縦16・0×横39・4cm)

十四—二十六 (縦16・0×横54・0cm)

十四—二十七 (縦15・9×横22・5cm)

十四—二十八 (縦14・5×横19・8cm)

十四—二十九 (縦14・4×横19・0cm)



板橋区郷土資料館にて、文書の翻刻・法量の計測を行っている様子（撮影者：筆者）



板橋区郷土資料館にて、文書撮影を行っている様子（撮影者：筆者）

〔謝辞〕 今回の授業を進めるにあたっては、多くの方々たいへんお世話になりました。板橋区郷土資料館の中村新之介氏・小松寿治氏・河野彩里氏をはじめとする職員の皆様、板橋区教育委員会生涯学習課の吉田政博氏、いたばし観光センターの職員の皆様およびボランティアの方々、そして地域の方々と関係者各位に、厚く御礼申し上げます。

また、板橋区公文書館の竹村到氏には、翻刻作業にて多くのご教示を頂きました。この場をお借りして感謝申し上げます。

- 1 拙稿「志村延命寺・前野町東熊野神社・志村熊野神社の石造物調査―板橋区志村地域におけるフィールドワーク授業の実践例―」（『淑徳大学 文学部 研究論集』第三号、二〇一八年）。
- 2 拙稿「板橋宿の研究動向とフィールドワーク授業の実践例」（『淑徳大学 人文学部 研究論集』第四号、二〇一九年）。
- 3 伊勢屋孫兵衛家の所在地については、板橋区教育委員会生涯学習課文化財係の吉田政博氏のご教示による。『板橋区史 資料編5 民俗』（板橋区、一九九七年）も参照されたい。
- 4 板橋宿の歴史については、『板橋区史 通史編上巻』（板橋区、一九九八年）、板橋区教育委員会生涯学習課文化財係編『文化財シリーズ第98集 板橋宿の歴史と史料―宿場の街並みと文化財―』（板橋区教育委員会、二〇一七年）、拙稿前掲注（2）に詳しい。
- 5 『板橋区史 資料編4 近・現代』（板橋区、一九九七年）の「伊勢屋孫兵衛家」の解説による。なお、目録では三〇三点となっている。
- 6 『板橋区史 資料編4 近・現代』に史料が掲載されていることも、吉田

政博氏のご教示による。

7 前掲注2論文。

8 前掲注2論文参照。

9 吉田政博「史料から見る19世紀前半の板橋宿―その再現の試み―」『板橋区立郷土資料館紀要』第14号、二〇〇二年。また、中村陽平氏によれば、明治三年(一八七〇)に明治天皇が東幸から大宮氷川神社へ行幸した際の記録「行幸ニ付く百足絵図」に、孫兵衛家が見える(中村陽平「『氷川神社行幸記録』所収「行幸ニ付百足絵図」について―大宮氷川神社行幸と宿場利用―」『埼玉県立歴史と民俗の博物館 紀要』第13号、二〇一九年、同論文は吉田氏のご教示によって参照することができた)。

えんどう ゆりこ：淑徳大学 人文学部 准教授